

## 新型コロナウイルス感染症支援対策一覧 【 世帯や町民の皆さま向け 】

資料No.1

	助成金等名	概要	対象者	支給額	申請期間	お問い合わせ先
給付	特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計への支援として、1人あたり10万円を支給	基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に記載されている者	一律1人10万円 （原則、口座振込）	【郵送申請方式】 令和2年5月22日発送予定 【オンライン申請方式】 令和2年5月2日より申請開始	役場住民税務課住民係 ☎48-0977（直通）
	子育て世帯への臨時特別給付金 （令和2年6月12日支給） 《 一部町独自支援 》	子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人あたり1万円を上乗せ支給 これに加え、子育て世帯の精神的な負担や学校休業中の昼食、学習用品の家庭負担を軽減するため、町独自に更に1万円を上乗せ給付	令和2年4月分の児童手当の本則給付の受給者	児童1人につき2万円 （うち町独自で1万円加算）	申請不要 （受け取り拒否届提出期限：令和2年6月1日）	役場保健福祉課 福祉係 ☎36-7022（直通）
	住居確保給付金 （住居確保給付金の対象範囲の拡充）	休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して給付	・離職・廃業後2年以内の者 ・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者	【給付額】家賃相当額※家主へ直接支払い 【支給期間】原則3カ月 ※ 求職活動等を誠実にやっている場合は、3カ月延長可能（最長9カ月まで） 【支給要件】 ①収入要件②資産要件③求職活動等要件などの一定の基準があります。	実施中	飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田） ☎49-8830
支援	学生応援仕送り事業 《 町独自支援 》	家計の急変やアルバイト等の収入減となった若者の生活支援を目的として、松川町出身で町外在住の学生に対して1人当たり地元米5キロの提供と現金1万円を給付	松川町出身で町外在住の学生	学生1人につき松川町産米5kgと1万円	令和2年5月下旬から 電子メールなどにより申請	役場まちづくり政策課 ☎36-7014（直通）
	まつかわ事業者応援券 《 町独自支援 》	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少するなどの影響を受けている町内小規模事業者の支援と町民の生活支援のため、全町民に消費応援券を配布し、地域における消費喚起と経済の下支えをします。	【交付対象者】 令和2年5月1日時点で、松川町に住民登録のある方。 【登録店舗】 町内に主たる事業所等のある事業所及び店舗	町民一人につき、町内の登録店での買い物や食事に使える1,000円相当の買い物等応援券1枚支給	【使用期間】 発行日から令和2年11月30日	役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027（直通） 松川町商工会 ☎36-3300
貸付	生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 【主に休業された方】	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に費用の貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため貸付を必要とする世帯	【貸付上限】 ○学校等の休業、個人事業主等の特例の場合：20万円 ○その他の場合：10万円 【据置期間】 1年以内 【償還期限】 2年以内 【貸付利率等】 無利率・保証人不要	実施中	松川町社会福祉協議会 ☎36-3778
	生活福祉資金（総合支援資金）特例貸付 【主に失業された方】	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	【貸付期間・上限】 原則、3月以内 （2人以上）月20万円以内 （単身） 月15万円以内 【据置期間】 1年以内 【償還期限】 10年以内 【貸付利率等】 無利率・保証人不要	実施中	松川町社会福祉協議会 ☎36-3778

新型コロナウイルス感染症支援対策一覧 【 個人事業主・企業の皆さま向け 】

	助成金等名	概要	対象者	支給額	申請期間	お問い合わせ先
給付	持続化給付金 (国制度)	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくための給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 ※資本金10億円以上の大企業を除き、中堅・中小企業・個人事業者・医療法人・農業法人・NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象	【法人】 200万円 【個人事業者】 100万円  ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。	令和2年5月1日から 令和3年1月15日まで  令和2年5月21日から 申請サポート会場開設 (場所：飯田商工会議所1F) 利用時は予約が必要 ○webにより予約 ○電話(自動ガイダンス)による予約 ☎0120-835-130 ○電話(オペレーター)による予約 ☎0570-077-866	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 8:30~9:00 役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027(直通) 松川町商工会 ☎36-3300
	小規模事業者持続化補助金コロナ特別対応型 (国制度に県が上乗せ補助)	事業環境に与える影響を乗り越えるために、小規模事業者等が地域の商工会の助言等を受けて作成した経営計画に基づき、サプライチェーンの構築、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備への補助。	小規模事業者 個人事業主(商工業者であること)	【補助率等】 9/10以内(上限額:135万円) (内訳) 国 2/3(上限額:100万円) 県 7/30(上限額:35万円)  ※県補助は、商工会議所、商工会を通じて、上乗せ補助をします。	【第1回】 令和2年5月15日まで 【第2回】 令和2年6月5日まで  ※受付締切以降も複数回の締切を設ける予定であり、締切日は決定次第公表予定。	日本商工会議所 ☎03-6447-5485 県産業立地・経営支援課 ☎026-235-7195 長野県商工会連合会 ☎026-217-2828
補助	飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金 (県独自)	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に悪影響が及んでいる中小事業者の新たな取り組みを支援するための補助金を交付する。	飲食サービス業、小売業、宿泊業生活関連サービス業等に該当する者で、3者以上で形成されたグループ	【対象経費】 器具备品費、車両費、販売促進費、その他 【補助率等】 ソフト事業 10/10以内 ハード事業 9/10以内 (1件10万円以上の備品の購入等) 【補助上限額】 1件 300万円	【第1期】 令和2年5月7日から 5月20日まで 【第2期】 令和2年5月21日から 6月3日まで 【第3期】 令和2年6月4日から 6月17日まで	県産業労働局営業局 「飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金担当」 ☎026-235-7248, 7249
	収穫体験型観光等販路開拓支援事業補助金 《 町独自支援 》	町内観光農業への緊急支援と経営モデルの転換に向け、関係団体と協議の上、新企画商品の開発及び販売宣伝プロモーションをセンターと連携して支援する。 (支援の内容はセンターと調整中)	【事業主体】 (一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター	【予算額】 500万円 【補助率】 10/10以内	【対象事業期間】 令和2年4月から 令和3年3月まで	役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027(直通) (一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター ☎48-5743

補助	飲食店等販路開拓支援事業補助金 《町独自支援》	営業や外出の自粛等新型コロナウイルス感染拡大防止措置により、事業に悪影響が及んでいる飲食店におけるサービス方法の改善、新規顧客開拓等をセンターと連携して支援する。	【事業主体】 (一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター	【予算額】 100万円 【補助率】 10/10以内	【対象事業期間】 令和2年4月から 令和3年3月まで	役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027 (直通) (一社)南信州まつかわ観光まちづくりセンター ☎48-5743
	雇用調整助成金 (特例措置:国制度)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者に雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	【措置内容】 ○休業手当に対する助成率の引き上げ等助成内容・対象の大幅な拡充 ○生産指標の要件を緩和等の受給要件の緩和 ○申請書類の大幅な簡素化等活用しやすさ	令和2年5月1日から 6月30日まで	雇用調整助成コールセンター ☎0120-60-3999 9:00~21:00 (平日・土日祝日)  ハローワーク飯田 ☎24-8609
支援	県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金 《県・町連携》	県からの緊急事態措置等に伴い、休業要請等に協力して施設の使用停止(休業)等を行った事業者に対し協力金等を支給 ※原則、4月24日(金)~5月6日(水)の全期間の要請協力	○県内に施設を有し、当該施設の使用停止(休業)を行った事業者 ○県内に飲食提供施設を有し、当該施設の営業時間の短縮と酒類の提供時間制限を行った事業者(終日、施設使用停止を行った事業者を含む。)	1事業者当たり30万円(1回限り) 内訳:県20万円、町10万円	令和2年5月7日から 5月31日まで	「新型コロナウイルス拡大防止協力金等」受付窓口 ☎026-235-7382 (長野県)
	県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止支援金 《県・町連携》		観光目的に利用する集会・展示施設、観光・宿泊施設等を有し、県からの観光往来の自粛要請に協力して、休業を行った事業者			
	松川町飲食・販売・サービス業等新型コロナ危機突破推進支援金 《町独自支援》	営業や外出の自粛等新型コロナウイルス感染拡大防止措置により、事業に悪影響が及んでいる事業者において、サービス方法の改善、新規顧客開拓、感染拡大防止対策など自らの創意工夫による危機突破の取り組みに対して支援金を交付。	小規模零細事業主(個人を含む、農産物・食料品・酒類販売業者、生活関連サービス事業者)	【対象経費】 器具備品費・販売促進費・消耗品費 【補助率等】 ソフト事業 10/10以内 ハード事業 9/10以内 (ハード事業は3万円以上の備品)	【対象事業期間】 令和2年4月から 令和3年3月まで	役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027 (直通)
	小規模事業者応援給付金 《町独自支援》	新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少するなどの影響を受けている町内小規模事業者の事業継続支援のための給付金を交付。	○町内に主たる事業所もしくは店舗を有すること。 ○令和2年6月1日現在の常時使用する従業員が20人以下であること。 ○対象月の減少分が前年同月比で20%以上、または、20万円以上であること。 ○個人事業主については、主たる事業収入が全収入の50%以上あること。 ○町税に滞納がないこと。(徴収猶予除く)	1事業者当たり一律 20万円	令和2年6月1日開始予定	役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027 (直通) 松川町商工会 ☎36-3300

<p>支援</p>	<p>まつかわ事業者応援券 《町独自支援》</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少するなどの影響を受けている町内小規模事業者の支援と町民の生活支援のため、全町民に消費応援券を配布し、地域における消費喚起と経済の下支えをします。</p>	<p>【交付対象者】 令和2年5月1日時点で、松川町に住民登録のある方。 【登録店舗】 町内に主たる事業所等のある事業所及び店舗</p>	<p>町民一人につき、町内の登録店での買い物や食事に使える1,000円相当の買い物等応援券1枚支給</p>	<p>【使用期間】 発行日から令和2年11月30日</p>	<p>役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027 (直通) 松川町商工会 ☎36-3300</p>
<p>融資</p>	<p>経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策：県制度資金)</p>	<p>長野県中小企業融資制度(借換不可)</p>	<p>次のいずれかに該当する方 ○危機関連保証を利用する方 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高または収益性が、前年同月に比べ15%以上減少している方</p>	<p>【貸付限度額】 (設備資金)6,000万円 (運転資金)8,000万円 ※ 経営健全化資金(経営安定対策及び特別経営安定対策)とは別枠で利用可能。 【金利】 0.8% 【貸付期間】 (設備資金)10年以内(据置2年) (運転資金)7年以内(据置2年) 【信用保証料】 危機関連保証・セフティーネット保証を利用の場合は、全額補助</p>	<p>令和2年4月1日から</p>	<p>県南信州地域振興局 商工観光課 ☎53-0432 産業立地・経営支援課 ☎026-235-7200</p>
<p>経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策：県制度資金)</p>	<p>長野県新型コロナウイルス感染症対応資金</p>	<p>県内に事業所等を有し、次のいずれかの認定を受けた中小企業者 ○中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定 ○同法第2条第5項第5号の規定による認定 ○同法第2条第6項の規定による認定</p>	<p>【貸付限度額】 設備資金・運転資金合計で3,000万円 【貸付期間】 (設備資金)10年以内(据置2年) (運転資金)7年以内(据置2年) 【金利・利子補給】 条件がありますので、詳細はお問合せ先にご相談ください。 【信用保証料】 借入金額に対し、0.85%(条件により上乘せあり)</p>	<p>令和2年5月1日から</p>	<p>県南信州地域振興局 商工観光課 ☎53-0432 産業立地・経営支援課 ☎026-235-7200</p>	
<p>特別小口資金 《町独自支援》</p>	<p>松川町制度資金</p>	<p>1ヶ月の売上げが前年同月比10%以上減少している小規模企業者</p>	<p>【貸付限度額等】 500万円 3年間全額利子補給 【信用保証料】 全額町負担 【返済期間】 10年以内(1年以内据置)</p>	<p>令和2年4月1日から (申請受付中)</p>	<p>役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027 (直通) 松川町商工会 ☎36-3300</p>	
<p>特別経営健全化資金 《町独自支援》</p>	<p>松川町制度資金</p>	<p>中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者及び危機関連保証整備要綱に定める危機関連保証を利用する者</p>	<p>【貸付限度額等】 1,000万円 3年間全額利子補給 【信用保証料】 全額町負担 【返済期間】 10年以内(1年以内据置)</p>	<p>令和2年4月1日から (申請受付中)</p>	<p>役場産業観光課商工観光係 ☎36-7027 (直通) 松川町商工会 ☎36-3300</p>	

<p>助成</p>	<p>小学校休業等対応助成金 【労働者を雇用する事業主の方向け】</p>	<p>小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の求職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給休暇を取得させた企業に対する助成金</p>	<p>子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主</p>	<p>【支給額】 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 ※ 支給上限は1日あたり8,330円 【適用日】 令和2年2月27日～6月30日の間に取得した有給の休暇 ※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。</p>	<p>令和2年9月30日まで</p>	<p>学校等休業助成・支援金コールセンター ☎0120-60-3999 9:00～21:00 (平日・土日祝日)</p>
<p>支援</p>	<p>小学校休業等対応支援金 【委託を受けて個人で仕事をする方向け】</p>	<p>小学校等が臨時休校等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対する支援金</p>	<p>子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、次の要件を満たす方 ○個人で就業する予定であった場合 ○業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合</p>	<p>【支給額】 就業できなかった日について、1日あたり4,100円（定額） 【適用日】 令和2年2月27日～6月30日 ※ 春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。</p>		

## 新型コロナウイルス感染症支援対策一覧 【 各種公共料金・社会保険料の猶予等 】

	助成金等名	概要	対象者	猶予・減免等	申請期間	お問い合わせ先
猶予・減免	厚生年金保険料等の猶予制度	厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6カ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。	コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業者	1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予担保の提供は不要。延滞金もかからない。 ※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対応。	実施中	飯田年金事務所 ☎22-3641 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
	国民年金保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少及び所得が相当程度下がった場合に免除が認められる場合があります。	臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象になります。 (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少したこと (2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること	令和2年2月分から6月分まで所得基準により軽減又は免除が認められます。	実施中	
	国民健康保険料（税）の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免をおこなう。	コロナウイルスの影響により、死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯。減少額が前年度の収入の10分の3以上であること。	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期の末日の到来する保険税について軽減又は免除する。	実施中	役場住民税務課課税係 ☎36-7046（直通）
	後期高齢者医療保険料の減免制度	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等で、一定の要件を満たしている方は、保険料が減免されます。	① 新型コロナウイルスにより世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方 ② 前年の所得金額の合計額が1,000万円以下等の世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の事業収入等の10分の3以上の方	●申請により、以下の保険料の減免が受けられます。 ・納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日の普通徴収保険料 ・年金支給日が令和2年2月1日～令和3年3月31日の特別徴収保険料 ●減免される保険料額 対象者①：全額 対象者②：減免対象の保険料額×減免割合（令和元年度所得に応じて2/10～10/10）	申請は令和3年3月31日まで	長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320 役場保健福祉課高齢者係 ☎36-7022（直通）

	介護保険料の減免制度	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した第一号被保険者で、一定の要件を満たしている方は、保険料が減免されます。	新型コロナウイルスの影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる以下に該当する方 ・令和2年の事業収入等の減少額が、令和元年の10分の3以上であること ・世帯の主たる生計維持者の令和元年の事業収入等以外の所得の合計額が400万円以下であること	●申請により、令和2年2月1日以降に納期限が設定されている保険料 ●対象保険料額(A×B/C)×減額又は免除割合 ・対象保険料額 A：第一号被保険者保険料額 B：令和元年の合計所得金額 C：減少が見込まれる令和元年の事業収入等の所得額 ・減額又は免除割合 令和元年の合計所得金額が200万円以下のときは全額、200万円以上のときは10分の8	申請は令和3年3月31日まで	役場保健福祉課高齢者係 ☎36-7022 (直通)
猶予・減免	国民健康保険、後期高齢者医療保険被保険者に対する傷病手当金	新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状があるなどして会社等を休み、事業主から給与等の全部又は一部を受けられない場合に、傷病手当金が支給されます。	以下のすべてに該当する方 ・被用者で、国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者である ・新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状により労務に服することができなくなり、給与等の支払いが受けられないか一部減額されている ・上記の理由により3日連続して仕事を休み、労務に服することができない場合で、4日目以降から支給	(直近の継続した3ヶ月間の給与等収入の合計額÷就労日数)×2/3×対象日数	・令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のために労務に服することができない期間 ・ただし、入院が継続される場合等は、最長1年6ヶ月まで	●国民健康保険に加入の方 役場保健福祉課保健予防係 ☎36-7034 (直通) ●後期高齢者医療保険に加入の方 ・長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320 ・役場保健福祉課高齢者係 ☎36-7022 (直通)
	国税の納付の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付できない場合、税務署に申請することにより、1年以内の期限に限り納税、換価の猶予があります。	新型コロナウイルス感染症に納税者が罹患されたり、事業に著しい損失を受けた場合	・原則、1年間猶予が認められます。 ・猶予期間中延滞税の全部又は一部が免除されます。 ・財産の差押えや換価が猶予されます。	実施中	飯田税務署 ☎22-1165
	地方税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付できない場合、住民税務課に申請することにより、1年以内の期限に限り納税、換価の猶予があります。	新型コロナウイルス感染症に納税者が罹患されたり、事業に著しい損失を受けた場合	・原則、1年間猶予が認められます。 ・猶予期間中延滞税の全部又は一部が免除されます。 ・財産の差押えや換価が猶予されます。	実施中	南信県税事務所 ☎53-0407 役場住民税務課 徴収係 ☎36-7046 (直通)
	上下水道料の猶予制度	新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金の支払いが困難な場合に、使用者からの申し出により納付を猶予します。	新型コロナウイルスの影響により一時的に料金支払いが困難になった個人、法人。	相談により納付猶予期間を設けます。	実施中	役場環境水道課 ☎36-7026 (直通)

## 松川町学生応援仕送り事業 概要

### 1. 事業の目的

- (1) 家計の急変やアルバイト等の収入減となった若者の生活支援。
- (2) 町に対する愛着を高め、関係人口を維持すること。

### 2. 仕送りの概要

- (1) 【仕送り物資】 学生1人につき松川町産米5kg  
(信州まつかわ温泉 清流苑使用米、みんなでガンバロー応援米!)
- (2) 【仕送り助成金】 学生1人につき10,000円を口座振込  
原則として(1)、(2)のセット

### 3. 仕送りの対象となる方

- (1) 町内に住所を有する方の子
- (2) 町外に在住する学生(※2)  
(※1) 松川町に住所を有する方の親族等で、扶養関係にある方など。  
(※2) 松川町外に設置された大学、大学院、短期大学、専修学校、各種学校または予備校に在学する一人暮らしの学生  
(1)、(2)いずれも該当の方

### 4. 仕送りの期間

令和2年6月1日～7月31日

### 5. 申請方法

「学生応援仕送り事業申請書」に「学生証等在学を証明できるもの」を添付し提出

- (1) 申請者 学生の保護者
- (2) 申請書 取得方法
  - ① 役場まちづくり政策課窓口で取得
  - ② 松川町ホームページから取得
- (3) 提出方法
  - ① 役場まちづくり政策課へ持参
  - ② 役場まちづくり政策課へ郵送
  - ③ 町ホームページ上にある長野電子申請サービスに入力し申請
- (4) 申請書の受付期間  
令和2年5月26日～7月15日

### 6. その他

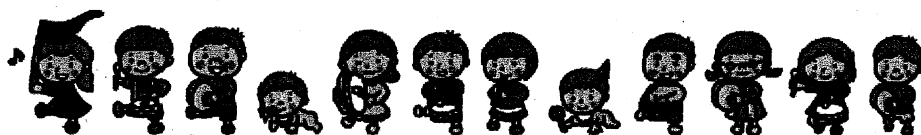
学生本人が町とLINEでつながること



## 松川町学生支援仕送り事業 フロー



# 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

## はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※希望しない場合等は、6月1日までに、ご連絡又は、町のホームページにあります拒否の届出書をご提出ください。

## 1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

## 2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

## 3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、2万円です。

※国からの1万円に加え、町独自の補助としてさらに1万円上乗せして支給いたします。

## 4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月支給の児童手当に上乗せし、6月12日（予定）に支給します。

以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

## 5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

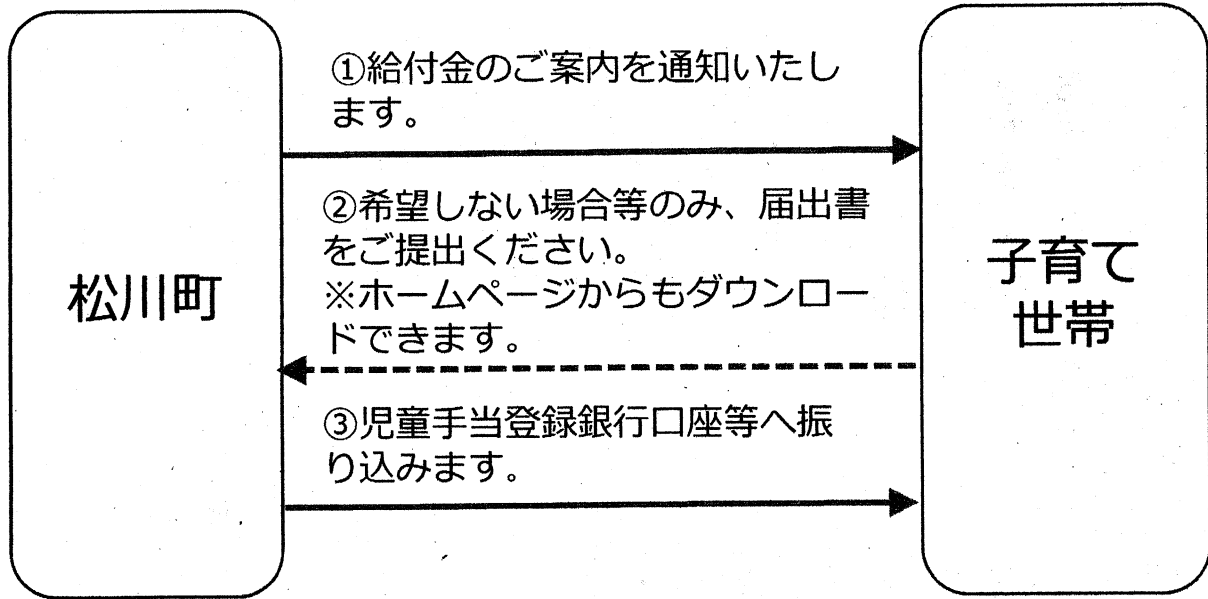
### 【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、松川町役場保健福課までお問い合わせください。

**裏面に続きます。必ずご確認ください！**

申請は不要です。  
松川町では、6月12日に支給いたします。



## こんなときはどうなるの？

**Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？**

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

**Q. 令和2年4月より新高校1年生となった児童は対象になりますか？**

A. 令和2年度3月分の児童手当の対象（基準日も令和2月29日と読み替える）となるため、子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象になります。

**Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？**

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは



松川町役場保健福祉課福祉係  
電話：0265-36-7022（直通）

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに松川町役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに松川町役場保健福祉課（3番窓口）又は最寄りの警察にご連絡ください

# ●●●松川町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策●●●

みんなで応援しよう

## まつかわのお店応援券

### 目 的

---

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売り上げが減少するなどの影響を受けている小規模事業者の支援と町民のみなさんの生活支援のため、消費応援券（割引券）を配布し、地域における消費喚起・下支えをします。

### 概 要

---

#### ①配布数

町民おひとり様につき町内の登録店での買い物や食事に使える1,000円相当の割引が受けられる応援券1枚

#### ②配布対象者

令和2年5月1日時点で松川町内に住民登録のある方

#### ③配布方法

世帯の人数分を世帯主あてに郵送

#### ④配布開始日

令和2年6月12日（金）

#### ⑤使用期間

配布日～令和2年11月30日（月）

#### ⑥登録店舗の募集

松川町内に主たる事業所がある事業所および店舗等

※コンビニエンスストア及びチェーン店等は対象外

・登録店募集開始 令和2年5月26日（火）から

### お問い合わせ

---

松川町役場産業観光課 商工観光係 0265-36-7027

松川町商工会 0265-36-3300

# ●●●松川町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策●●●

## 小規模事業者応援給付金

### 主 旨

---

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上げが大幅に減少している事業者の事業継続を応援する独自の施策として、応援給付金を支給します。

### 支給額

---

一律 20万円 (1事業者につき1回限り)

### 支給対象

---

- ①松川町内に主たる事業所もしくは店舗等を有すること
- ②令和2年6月1日現在の常時使用する従業員数が、20人以下の事業者であること  
※常時使用する従業員には個人事業主本人、同居の親族従業員、およびアルバイト、パートタイム労働者は含まない
- ③令和2年3月～6月までのいずれかの1月(以下「対象月」)を比較して前年比20%以上または20万円以上減少していること。ただし、起業後1年未満の場合又は、業態変化により単純比較できない場合は、対象月の売上高と令和元年12月の売上高又は、前年もしくは一昨年の月平均の事業収入を比較した額が20%以上減少しているまたは20万円減少していること。
- ⑤個人事業主については、主たる収入が事業収入(全収入の50%以上)であること
- ⑥町税に滞納がないこと(新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けている場合は除く)

### 必要書類

---

- ①申請書
- ②請求書
- ③営業許可書、開業届の写しなど町内で事業を営んでいることがわかるもの
- ④本人確認書類(運転免許証などの顔写真付きのもの)
- ⑤令和元年の確定申告書類の控えなど事業収入が確認できる書類
- ⑥対象月の事業収入額が確認できる帳簿等

### 申請期間

---

令和2年6月1日(月)～令和2年7月31日(金)

※農業者向けの支援(減収要件期間等)については別途お示しします。

### 提出先 お問い合わせ

---

松川町役場産業観光課 商工観光係 0265-36-7027

松川町商工会 0265-36-3300

# ●●●松川町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策●●●

新たな取組みなどを支援します

## 飲食・販売・サービス業等新型コロナ危機突破推進支援金

### 目 的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げが減少するなど、影響を受けている小規模事業者が、「新しい生活様式」に適應するための取組みを支援します。

### 概 要

新型コロナウイルスに対応するサービス提供方法の改善、新規顧客開拓、感染拡大防止対策など小規模事業者が自らの創意工夫により行う危機突破の新たな取組みに必要な費用の一部を支援金として交付します。

#### ①対象事業者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動の継続が困難等の悪影響が及んでいること。
- (2) 町内に主たる事業所もしくは店舗等を有すること
- (3) 令和2年5月1日時点の常時使用する従業員が20人以下である法人及び個人事業主
- (4) 町税に滞納がないこと（新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けている場合は除く）

#### ②交付対象事業（別の補助事業等により交付及び交付決定を受けている事業については対象外）

補助対象経費	支出項目	内 容
	器具備品費	ネット環境整備・キャッシュレス環境整備・厨房器具等
	販売促進費	WEBサイト作成・DM・プロモーション・広告掲載・出店費用等
	消耗品費	梱包・包装資材・封筒・用紙・インク・トナー・感染症予防商品等

#### ③補助率

- ソフト事業 10/10 以内 ※ ハード事業以外の事業  
ハード事業 9/10 以内 ※ 資産形成に資するもの（税抜き3万円以上の備品）

#### ④補助額（上限）10万円

1事業者1回に限り

#### ⑤事業対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

### お問い合わせ

松川町役場産業観光課 商工観光係 0265-36-7027